

◎地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（条例第68号）

- 1 地方活力向上地域内における県税の課税免除及び不均一課税の適用対象となる特別償却設備の範囲を拡大することとした。  
（第2条関係）
- 2 施行期日等
  - （1） この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）
  - （2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例（条例第69号）

- 1 産業競争力強化法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第3条関係）
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第70号）

- 1 建築基準法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第13条、第14条、第16条、第17条関係）
- 2 施行期日  
この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例（条例第71号）

- 1 岩手県立盛岡南高等学校及び岩手県立不来方高等学校を廃止して岩手県立南昌みらい高等学校を設置し、並びに岩手県立久慈東高等学校及び岩手県立久慈工業高等学校を廃止して岩手県立久慈翔北高等学校を設置することとした。（第2条関係）
- 2 施行期日等
  - （1） この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
  - （2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）